



令和3年5月25日
海上保安庁

油等汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画 (平成18年12月8日閣議決定)の一部改正について

「災害対策基本法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第30号)の成立に伴い、「油等汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画」(平成18年12月8日閣議決定)の一部改正について、本日、閣議決定されました。

1. 背景

第204回国会で成立した「災害対策基本法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第30号)では、頻発する自然災害に対応して災害対策の実施体制の強化を図るため、①国務大臣を本部長とする特定災害対策本部の設置、②非常災害対策本部の本部長を内閣総理大臣に変更、③災害発生のおそれがある段階での災害対策本部の設置等の措置を講ずることとされている。

これに伴い、「1990年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約」(OPRC条約)第6条及び「2000年の危険物質及び有害物質による汚染事件に係る準備、対応及び協力に関する議定書」(OPRC-HNS議定書)第4条に基づき、油、有害液体物質、危険物等による汚染事件発生時の対応体制、関係機関の緊密な連携等を規定する「油等汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画」について所要の改正を行うものである。

2. 概要

- (1) 非常災害に至らない程度の油等汚染事件について、国土交通大臣を本部長とする特定災害対策本部を設置
- (2) 非常災害対策本部の本部長を国土交通大臣から内閣総理大臣に変更
- (3) 大規模な被害が発生するおそれがある段階での災害対策本部の設置
- (4) その他所要の改正

3. 施行日

令和3年5月25日(火)